

青色防犯パトロール マニュアル



岡崎市市民生活部安全安心課

< 目 次 >

▼青色防犯パトロールに関する基本事項及び手続き	1
1. 青色防犯パトロールの基本的なルール	2
2. 団体に交付される証明書類	3
3. 青色防犯パトロールを開始したい	4
4. 代表者を変更したい	7
5. 登録車両を変更したい（追加・抹消・入替）	8
6. 実施者を変更したい（追加・抹消）	10
7. 運輸局等での申請	12
▼手続きに必要な申請書類	13
■車両登録申請時に必要な車両の写真	14
■隊員名簿（例）	15
■パトロール計画書（例）	16
■パトロール隊規約（例）	17
■承諾書（例）	18
■理由書（例）	19
▼よくある質問と回答（Q&A）	20

平成 17 年に青色回転灯を車両に装着してパトロールをすることが認可されて以来、市内の防犯ボランティア団体にも徐々に普及し、現在多くの団体が活動を行っています。

本来、青色回転灯を点灯して走行することは法律で認められておらず、防犯ボランティア団体が県警と運輸局等において審査を受けることにより特別に許可される行為です。そのためルールが厳しかったり、申請手続などが面倒だと感じることもあるかもしれません。

多くの隊員を抱える代表者のかたには、取りまとめや申請手続についてご苦労をおかけすることがあるかもしれませんが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

このマニュアルは、特に団体の代表者のかたに知っておいていただきたいことをまとめてあります。今後の事務手続を円滑に進めるため、参考にしていただければ幸いです。

青色防犯パトロールに関する 基本事項及び手続き

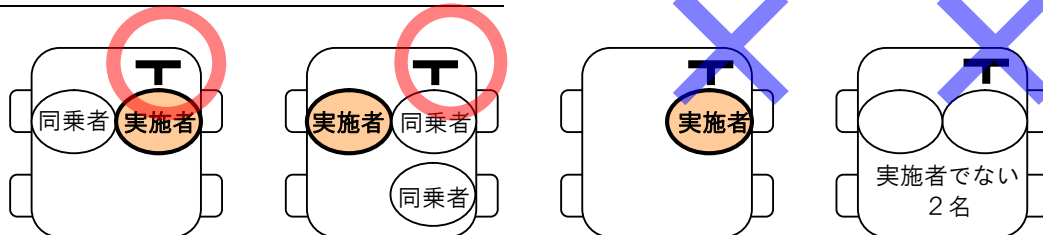
1. 青色防犯パトロールの基本的なルール

青色防犯パトロールを行う際には、守らなければならないルールがあります。

青色防犯パトロールのルール

- ① 実施者を含む2人以上で乗車する
- ② 実施者証を携行し、標章は車両の後方から見えるように掲示する
- ③ 登録したすべての車両が、それぞれ週1回以上パトロールを行う
- ④ 防犯パトロールの目的以外で回転灯を点灯しない（他の業務を兼ねない）
- ⑤ 交通マナーを遵守する

① 実施者を含む2人以上で乗車する



② 実施者証を携行し、標章は車両の後方から見えるよう掲示する



③ 登録したすべての車両が、それぞれ週1回以上パトロールを行う

例：登録されている車両（証明書に記載されている車両の数）が3台あれば、その3台すべてがそれぞれ週1回以上パトロールを行う必要があります。

④ 防犯パトロールの目的以外で回転灯を点灯しない（他の業務を兼ねない）

純粋な防犯パトロール以外（例：通勤、配達、仕事、買い物などのついで）で青色回転灯を点灯することは禁止されており、証明取消の対象となります。

⑤ 交通マナーを遵守する

青色防犯パトロールで認可されているのは、青色回転灯を点灯して公道を走行することであり、速度や駐停車などで特別な扱いを受けることはありません。むしろ、特別に認可されているということで、他の方々からの「目」は厳しくなります。日頃以上に交通マナーを遵守し、他のドライバーの模範となるような安全運転を心掛けてください。

2. 団体に交付される証明書類

各団体名
 岡崎市市長殿

第 2 号
 平成 19 年 8 月 9 日
 証明書

愛知県警察本部長

平成16年12月1日付けで申請があった下記団体については、下記の自動車に青色回転灯を装備して適正に自主防犯パトロールを実施することができる団体であることを証明します。

記

- 1 団体の名称と所在地
 岡崎市
 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
- 2 代表者の住所及び氏名
 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
 岡崎市市長
- 3 団体の区分
 市区町村
- 4 使用自動車
 車名及び型式 トヨタ CBA-SCP11
 種別及び用途 小型 乗用 削除:H18.11.1
 塗色 白黒
 車体の形状 箱型
 自動車登録番号又は車両番号 三河501ふ3325
 車台番号 SCP11-0077723
 使用の本拠の位置 愛知県岡崎市十王町2丁目9
 所有者 岡崎市
 使用者 岡崎市
 申請者と車両の使用上の関係
 同一人(岡崎市で管理する公用車)
- 5 パトロール実施地域
 岡崎市全域

注意 1 この証明書は自主防犯パトロールを停止する等取消し事由が発生し、返納手続を終えるまで保管してください。
 2 証明に係る自動車について自動車検査証の記載内容の変更を行う時には、まず警察本部長に証明書記載事項変更申請を行うとともに、記載内容変更後の証明書を運輸支局等へ提示してください。

証明書 (A4サイズ)
 警察本部長名で発行される、団体の情報や登録した車両のデータが記載されている重要書類。団体の隊長が保管すべきもの。

第 [] 号
 パトロール実施者証

氏名 []

所属団体名 []

パトロール実施地域 []

愛知県警察本部長

発行日 平成17年2月15日

実施者証 (名刺サイズ)
 青色防犯パトロール講習会を受講すると各個人に発行される証明書。有効期限は3年間で、更新する場合は再度講習会の受講が必要。青色防犯パトロール時には常に携帯し、脱退時や期限切れの場合は返却の手続きが必要となる。

標章 (A5サイズ)
 青色防犯パトロール車として登録した各車両に配布される許可証。青色防犯パトロール時には常に車両の後方から見える位置に掲示し、脱退時や車両を買い替える際は返却または変更の手続きが必要。
 ※H26.5までは赤い枠のB6サイズのもの。

第 [] 号

**青色回転灯装備車
 (自主防犯パトロール中)**

自動車登録番号又は車両番号 [] 使用団体名 []

パトロール実施地域 愛知県岡崎市

発行日 平成26年5月19日 愛知県警察本部長

証明書類に関する注意事項

証明書・標章・実施者証はいずれも県警本部長印が押された重要な証明書類です。青色防犯パトロールを継続している間は大切に保管していただき、やめる際には返却の手続きが必要となります。

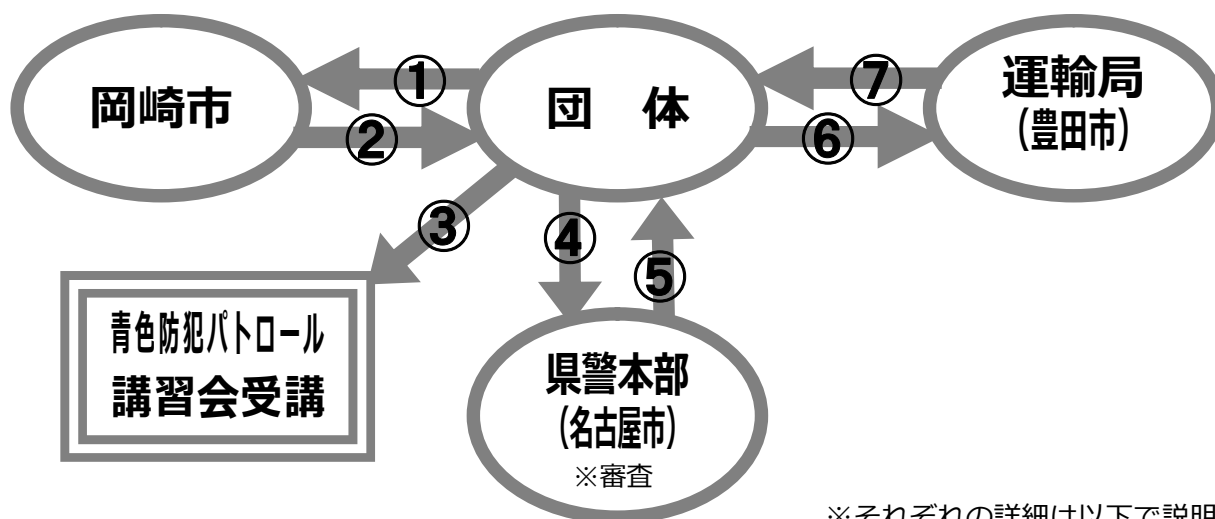
万が一、紛失した場合は再交付の手続きを行うため、速やかに安全安心課にご相談ください。警察への申請後、再交付されるまでにはおよそ1ヶ月かかります。

3. 青色防犯パトロールを開始したい

青色防犯パトロールを新規で開始したい団体は、まず岡崎市から自主防犯活動団体としての委嘱を受け、その後、県警本部から認可を受ける必要があります。車両と実施者を決め、実施体制を整えたうえで安全安心課へご相談ください。

青色防犯パトロール開始までの流れ

- ① 条件を整え、市役所安全安心課生活安心係に開始したい旨の相談をする
- ② 岡崎市から自主防犯活動団体として委嘱を受ける
- ③ 実施者となる人が青色防犯パトロール講習会を受講する
- ④ 市役所を通して県警本部に開始の申請（団体、実施者、車両の登録）をする
- ⑤ 県警本部から青色防犯パトロール団体としての認可（各種証明書）を受ける
- ⑥ 15日以内に運輸局等に行き、車検証書き換えの申請をする
- ⑦ 書き換えた車検証（「自主防犯活動用自動車」の記載あり）を受け取る



※それぞれの詳細は以下で説明

① 条件を整え、市役所安全安心課生活安心係に開始の相談をする

まずは、自主防犯活動団体として市に登録し、「1. 青色防犯パトロールの基本的なルール」【▶ 2 ページ】を遵守できるよう体制を整え、登録する車両と実施者を決めて安全安心課へご相談ください。

② 岡崎市から自主防犯活動団体として委嘱を受ける

自主防犯活動団体としての条件が満たされていることが確認できたら、市から委嘱状を交付します。



③ 実施者となる人が青色防犯パトロール講習会を受講する

団体の代表者が日時や場所などを設定し、団体から直接岡崎警察署生活安全課に講師の派遣を依頼し、青色防犯パトロール講習会を開催します。

※後日、警察署へ実施者登録の申請をするため、受講した隊員の名簿が必要になりますので、出欠席の適正な管理をお願いいたします。

なお、毎年5月～6月頃に市役所でも講習会を実施しますので、時期が合えばそこで受講することも可能です（申込みは4月末まで）。

★実施者証の有効期間は3年で、更新するためには期間内に再受講が必要です。



④ 市役所を通して県警本部に開始（団体、実施者、車両の登録）の申請をする

申請の流れとしては、まず各団体に以下の書類や資料を準備していただき、市役所を通して岡崎警察署に提出し、その後県警本部で審査されることとなります。

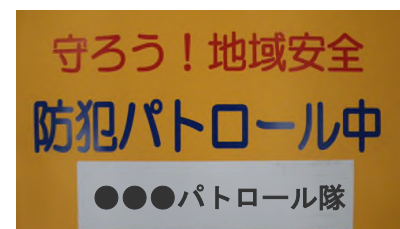
ご自身の車両を青パトとして登録されるかたには、その車両に青色回転灯と団体名入りのマグネットシートを装着した写真を準備していただく必要があります。青色回転灯とマグネットシートは市役所安全安心課で貸し出しますので、早めにご連絡をお願いします。

以下の書類や資料をご準備いただきましたら、市役所安全安心課にご提出ください。

代表者が準備するもの

- 申請書類（様式第1～4）
※市役所にあります
- パトロール計画書（翌月分）【▶16ページ】
- 隊員名簿【▶15ページ】
- 団体規約（会則）【▶17ページ】
- 市からの委嘱状の写し
- 印鑑（申請書類に押印する代表者の認印）

<団体名入りマグネットシート>



<青色回転灯>

隊員（車両所有者）が準備するもの

- ★該当するのは登録車両の所有者のみ
- 車両の写真2枚（正面、横）【▶14ページ】
- 車検証の写し
- 承諾書【▶18ページ】
※所有者が本人でない場合のみ

⑤ 県警本部から青色防犯パトロール団体としての認可（各種証明書）を受ける

県警本部での審査が終わると、「証明書」、「標章」、「パトロール実施者証」【▶3ページ】が発行され、岡崎警察署を通して市役所安全安心課に送付されます。認可された車両の青色回転灯と団体名入りマグネットシートを市役所安全安心課で準備し、各種証明書と共に団体の代表者にお渡しします。

なお、申請から認可（各種証明書が届く）まで、およそ1ヶ月かかります。

⑥ 15日以内に運輸局等に行き、車検証書き換えの申請をする

各種証明書を受け取った時点でパトロールを開始することができます。ただし、15日以内に、普通自動車の場合は自動車検査登録事務所（豊田市）、軽自動車の場合は軽自動車検査協会（豊田市）において、必ず車検証の記載を変更していただくかなければなりません。

詳細は12ページに記載してありますので、内容をご確認いただき、運輸局等での手続きがあることをお忘れのないようご注意ください。



⑦ 書き換えた車検証（「自主防犯活動用自動車」の記載あり）を受け取る

申請後、受け取った車検証の備考欄に「自主防犯活動用自動車」の記載があることを確認してください。警察署での確認が必要になりますので、市役所安全安心課または岡崎警察署生活安全課へ、書き換えた車検証の写しの提出をお願いいたします。

自動車検査証	
自動車検査番号又は登録番号	平成 20 年 5 月 28 日
トヨタ	(194)
型式	GR
所有者の氏名又は名称	
所属等の住所	
使用者の氏名又は名称	
使用者の住所	
使用の本拠の位置	
備考	[西三河] 記載変更 [走行距離計表示値] 26,000 km (平成24年5月1日) [旧走行距離計表示値] 16,300 km (平成22年5月1日) 平成11年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96 d B [その他検査事項] [304] 自主防犯活動用自動車 以下余白

A red circle highlights the '備考' (Remarks) field in the vehicle inspection certificate. A red arrow points from this field to a larger, magnified view of the same field. In the magnified view, the text '[304] 自主防犯活動用自動車' is underlined in red.

4. 代表者を変更したい

代表者を変更する場合は、団体の登録情報を変更する必要があります。市役所安全安心課にご相談いただいた後、以下の書類をご準備いただき、市役所安全安心課までご提出ください。警察への申請後、手続きにはおよそ1ヶ月かかります。



代表者が準備するもの

- 申請書類（様式第4、9）
※市役所にあります
- 証明書【▶3ページ】
- 印鑑（申請書類に押印する代表者の認印）

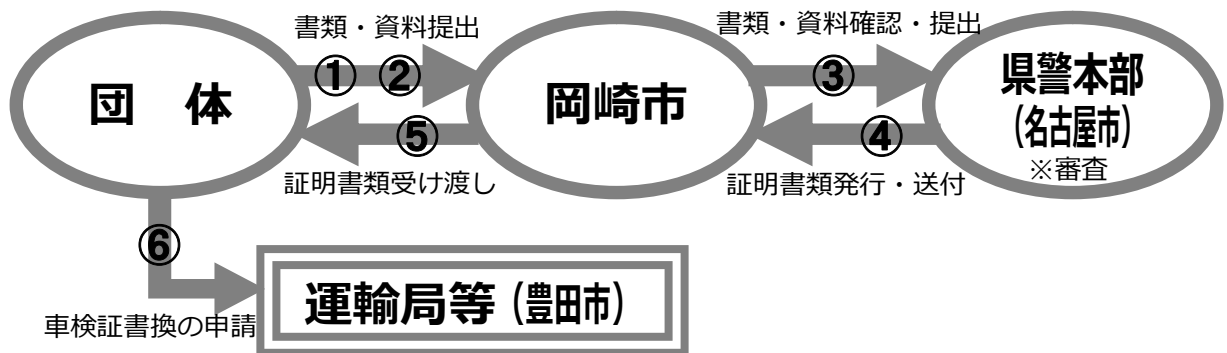


5. 登録車両を変更したい（追加・抹消・入替）

登録車両の追加、抹消、入替をするには、まず警察に登録してある車両の情報を変更し、その後運輸局等で車検証の書き換えをする必要があります【[車検証記載変更に関する注意事項▶12ページ](#)】。市役所安全安心課にご相談いただいた後、必要な書類や資料をご準備いただき、市役所安全安心課までご提出ください。手続きにはおよそ1ヶ月かかります。

車両変更の手続きの流れ

- ① 代表者を通して市役所安全安心課に相談をする
- ② 必要書類、資料（以下参照）の準備をし、市役所安全安心課に提出する
- ③ 市役所安全安心課から警察署へ書類を送付する
- ④ （約1ヶ月後）県警から認可を受け、証明書・標章が市役所に送付される
- ⑤ 団体の代表者が、市役所安全安心課から証明書・標章を受け取る
- ⑥ 15日以内に運輸局等に行き、車検証書き換えの申請をする【▶12ページ】



1. 車両を追加する場合

代表者が準備するもの

- 申請書類（様式第9）
※市役所にあります
- 証明書【▶3ページ】
- 印鑑（申請書類に押印する代表者の認印）

隊員（車両使用者）が準備するもの

- 車両の写真2枚（正面、横）【▶14ページ】
- 車検証の写し
- 承諾書【▶18ページ】
※車両の使用者が隊員本人でない場合のみ

2. 車両を抹消する場合

代表者が準備するもの

- 申請書類（様式第9）
※市役所にあります
- 証明書【▶3ページ】
- 印鑑（申請書類に押印する代表者の認印）



隊員（車両使用者）が準備するもの

- 抹消する車両の標章【▶3ページ】
※標章を紛失した場合は理由書が必要【▶19ページ】

3. 車両を入れ替える場合（追加と抹消を同時にする場合）

※別のかたの車両と入れ替える場合など

代表者が準備するもの

- 申請書類（様式第9）
※市役所にあります
- 証明書【▶3ページ】
- 印鑑（申請書類に押印する代表者の認印）



隊員（車両使用者）が準備するもの

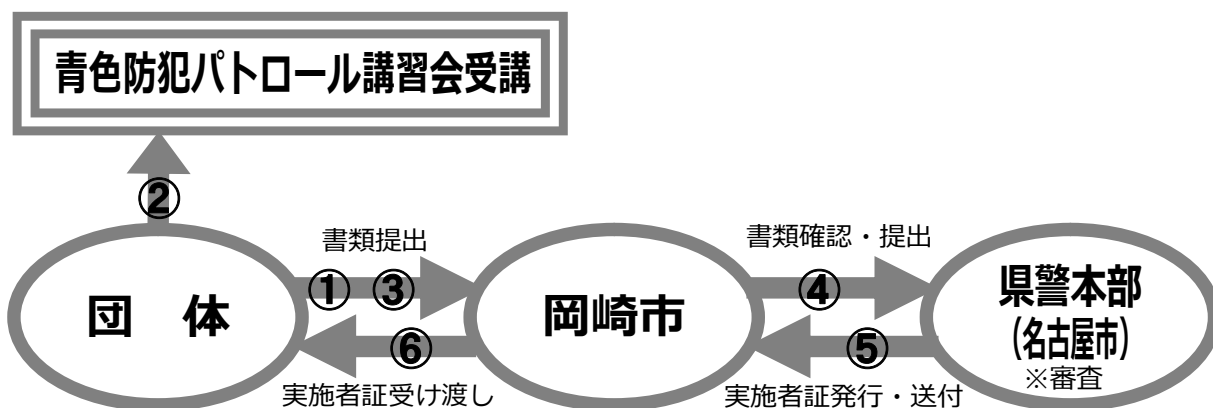
- 追加する車両の写真2枚（正面、横）【▶14ページ】
- 追加する車両の車検証の写し
- 承諾書【▶18ページ】
※追加する車両の使用者が隊員本人でない場合のみ
- 抹消する車両の標章【▶3ページ】
※標章を紛失した場合は理由書が必要【▶19ページ】

6. 実施者を変更したい（追加・抹消）

実施者を追加、抹消する場合は、実施者の登録情報を変更する必要があります。市役所安全安心課にご相談いただいた後、以下の書類をご準備いただき、市役所安全安心課までご提出ください。警察への申請後、手続きにはおよそ1ヶ月かかります。

実施者変更の手続きの流れ

- ① 代表者を通して市役所安全安心課生活安心係に相談をする
- ② 新規で実施者になる方が青色防犯パトロール講習会を受講（追加の場合）
- ③ 必要書類、資料（以下参照）の準備をし、市役所安全安心課に提出する
- ④ 市役所安全安心課から警察署へ書類を送付する
- ⑤ （約1ヶ月後）県警から認可を受け、証明書・標章が市役所に送付される
- ⑥ 団体の代表者が、市役所安全安心課から証明書・標章を受け取る



1. 実施者を追加する場合

新規で実施者になるかたが決まったら、毎年5～6月頃に市役所で開催する「青色防犯パトロール講習会」を受講していただきます。講習会の案内は、毎年3月末頃に各団体の代表者に送付しますので、申込をしてから受講してください。

代表者が準備するもの

- 申請書類（様式第10）
※市役所にあります
- 印鑑（申請書類に押印する代表者の認印）

2. 実施者を抹消する場合

実施者をやめる場合、また有効期限が切れている場合は、実施者証を返却し、登録抹消の手続きをしていただく必要があります。

代表者が準備するもの

- 申請書類（様式第 10）
※市役所にあります
- 印鑑（申請書類に押印する代表者の認印）

隊員が準備するもの

- 返却する実施者証【▶ 3 ページ】
※実施者証を紛失した場合は理由書が必要【▶ 19 ページ】



実施者に関する注意事項

実施者とは、青色防犯パトロールを行う際に、車両に必ず1名以上乗車していなければならない責任者です。青パトの運転には車両に2名以上が乗車していることが必須条件ですが、全員が実施者である必要はありません。運転手でなくても、どなたか1名が実施者であれば条件を満たしていることになります。

実施者証の有効期間は**3年**で、更新するためには、3年毎に青色防犯パトロール講習会を受講していただく必要があります。隊員全員が実施者である必要はありませんので、各団体において適正な人数を割り出し、隊員の皆様に円滑に受講していただけるようにご配慮をお願いいたします。

7. 運輸局等での申請

車両を新規登録または抹消した場合は、証明書の交付日から15日以内に、普通自動車の場合は自動車検査登録事務所（豊田市）【※1】、軽自動車の場合は軽自動車検査協会（豊田市）【※2】に出向き、必ず車検証の記載を変更していただく必要があります。新規登録の場合は車検証に「自主防犯活動用自動車」と記載してもらう申請をし【▶6ページ】、抹消の場合はその記載を削除してもらう申請をします。

運輸局等での申請に必要なもの

- 車検証の原本※車検証があれば、車両そのものは必要ありません。
- 証明書の原本及び写し※原本は団体の代表者が保管しています。写し（表紙と関係するページ）は現地でもとれます。
- 車両所有者の印鑑（認印）※申請者本人が自筆でサインする場合は不要です。

車両の所有者ご本人ではなく、代理のかたが手続きに出向かれる場合は、以下の①か②どちらかの手間が必要になります。

- ① 事前に各事務所で申請書を入手し、本人に押印してもらう（申請書は安全安心課にも常備しています）
- ② 普通自動車の場合は「委任状」、軽自動車の場合は「依頼書」を作成する（両方とも運輸局等のホームページ上で入手できます）

不明な点は、直接各事務所にご確認をお願いいたします。



【※1（普通自動車）】西三河自動車検査登録事務所

豊田市若林西町西葉山 46 TEL050-5540-2047

平日 8:45～11:45、13:00～16:00 ★申請窓口：8番窓口

【※2（軽自動車）】軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所

豊田市若林西町西葉山 48-2 TEL050-3816-1772

平日 8:45～11:45、13:00～16:00 ★申請窓口：5番窓口

★車両の登録・抹消をした場合は、運輸局等で記載変更をした後の車検証の写しを、市役所に提出してください！！

★運輸局等での申請手続きをご希望があれば市が代行しますので、事前にご相談ください。ただし、車検証は運行する際に車に備え付けなければならないため、手続き中は車を使用することができません。予めご承知おきください。

車検証記載変更に関する注意事項

パトロールで使用しなくなった車両を警察の登録から抹消した後もその記載を削除しないまま放っておくと、売却（名義変更）や廃車の手続きができません。

ご面倒ですが、警察に車両の登録や抹消の申請をした際は、必ず運輸局等で車検証の記載変更をしていただきますようお願いいたします。

手続きに必要な申請書類等

車両登録申請時に必要な車両の写真

※正面、横、各1枚ずつ写真（カラー）が必要です。

（写真撮影用の青色回転灯とマグネットシートがない場合は安全安心課で貸し出します。）

正面：青色回転灯を取り付け、ナンバーと色がわかる写真

青色回転灯
取付位置が
わかるように



ナンバーが
わかるように

横：団体名入りのオレンジ色のマグネットシートを付けた写真

青色回転灯
取付位置が
わかるように



団体名入りのマ
グネットシート
を取り付ける

隊 員 名 簿

①団体のデータ

団 体	名 称	〇〇学区パトロール隊		
	所在地	岡崎市〇〇町字△△1番地11		
	電話番号	××-××××	F A X	××-××××

②代表者のデータ

代表者	氏 名	岡崎 太郎		
	住 所	岡崎市〇〇町字△△1番地11		
	電話番号	××-××××	F A X	××-××××

③隊員名簿

氏名	氏名	氏名	氏名
岡崎 太郎	十王 次郎	両町 花子	矢作 一子
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
〇〇 〇〇	〇〇 〇〇		

※団体で既に名簿があれば他の様式でも結構です

パトロール計画書（○月分）

(団体名) ○○学区パトロール隊

ナンバー	実施日	実施時間	実施者	同乗者	エリア
<曜日が毎週決まっている場合>					
岡崎 01 あ 111	毎週水曜日	14~15	岡崎 太郎	○○ ○○	○○学区 全域
三河 02 か 2222 岡崎 03 さ 3333	毎週土曜日	18~19	両町 花子	○○ ○○	○○町周辺
<曜日が毎週決まっていない場合>					
三河 04 た 4444	1 (火)・10 (木)・ 15 (火)・20 (日)・ 30 (水)	15~16	十王 次郎	○○ ○○	○○学区 全域
岡崎 05 な 5555 三河 06 は 6666	2 (水)・8 (火)・ 17 (木)・21 (月)・ 27 (日)	20~21	矢作 一子	○○ ○○	○○町周辺
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 登録されている全車両を記載すること (週に1回以上パトロールを行うことがわかるような計画書にすること) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 青色防犯パトロール講習会を受講し実施者証を持っている隊員 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 隊員名簿に記載した隊員 (実施者証を持っていなくても可) </div> </div>					
<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>申請月の翌月分（1か月分）を作成</p> <p>※申請（認可）後の団体の状況を記入すること</p> </div>					

〇〇学区パトロール隊規約（例）

第1条 名称

本隊の名称を「〇〇学区パトロール隊」とする。

第2条 目的

本隊は〇〇学区民が地域で安全安心に生活するため、地域の住民がボランティアでパトロール活動及びこれに関連する活動を行うことを目的とする。

第3条 隊員

本隊は〇〇学区の住民により構成する。

第4条 隊員の活動

本隊の行う活動は下記の活動とする。

- 1 徒歩によるパトロール
 - (1) 児童見守りパトロール
 - (2) 愛犬さんぽパトロール
- 2 青色回転灯装着車両によるパトロール（※）

第5条 総会

本隊は隊員による定時総会を年1回行う。

第6条 役員

本隊は下記の役員を置き任期を1年とする。（ただし再任は妨げない）

- 1 隊長
- 2 副隊長
- 3 会計

第7条 役員の選任

本隊の役員は総会において選任する。

第8条 会計

本隊は寄付等を受けこれにより運営する。

（※ 必ず青色防犯パトロールについて明記してください。）

この規約はあくまで1つの例です。団体の構成や理念、地域の実情などに合わせ、それぞれの団体に相応しい規約を作成してください。

承諾書

車検証を参照

車名 **トヨタ**
ナンバー **岡崎01あ1111**

上記車両を 〇〇学区パトロール隊 のパトロール
(団体名)
に使用することを承諾します。

(使用者 岡崎 太郎)
(使用する隊員の氏名)

年 月 日

所有者 岡崎市〇〇町字△△11番地1

(有)岡崎商店 取締役社長 岡崎一郎 印

車検証の「使用者」欄のかたの住所・事業所名
(ゴム印でも可)

認印

年 月 日

愛知県警察本部長 様

団体名 〇〇学区パトロール隊

代表者 岡崎 太郎

理 由 書

下記のとおり、貴殿より配布された（ 証明書 ・ 標章 ・ **実施者証** ）を紛失したため、連絡いたします。

記

・ 氏 名 十王 次郎  認印

・ ナンバー _____ (標章紛失時のみ記入)

・ 紛失理由 例① 誤って他の書類と一緒に廃棄してしまったため。

例② 管理不行届のため。

8. よくある質問と回答 (Q&A)

Q. 青パトの実施者証（又は標章、証明書等）を紛失した。

A. 青パト開始時に発行される実施者証や標章は重要な証明書類であり、やめる際には返却する必要があります。やめる場合も再発行する場合も、**紛失した場合は警察へ理由書を提出しなければなりません。**

最近、紛失したという連絡がよくあります。書類を作成する時間がかかるなど、他の隊員のかたにも迷惑がかかることもありますので、証明書類はやめるまで無くさないよう大切に保管していただくよう、お願いします。

Q. 青パトに登録してある車をすぐに廃車（又は売却）したい。どうしたらよいか。

A. 青パトとして登録してある車を手放す場合は、**運輸局等に申請し車検証から「自主防犯動用自動車」の記載を削除する必要があります。**そのためには、**運輸局等に行く前にまず、警察本部に車両の登録抹消の申請をしなければなりません。**警察に、手続きを急いでいることを伝えることはできますが、どうしても「すぐに」というわけにはいきません（通常1ヶ月程かかります）。

登録にも抹消にも、警察による厳正な審査が必要となるため、手続きに時間がかかってしまうことは避けられません。ご自分の車を青色回転灯装備車として登録することが、それだけ特別な行為であるということをご理解ください。

Q. 青パト車両の変更手続を自動車販売店に任せたい。

A. 青パトは、各防犯団体を通して警察からそれぞれの車両に認可されます。その警察からの認可をもとに、運輸局等で車検証の書き換えを行うこととなります。したがって、車検証の書き換えの前に、所属する団体の長から、警察に車両変更の申請をする必要があるため、**販売店が独自に車両の変更手続を行うことはできません。**警察からの認可が下りるまでに、申請からおよそ1ヶ月かかるため、お早めにご連絡ください。

Q. 市から貸与された青色回転灯が破損した。又は球切れかもしれない。

A. 回転灯が故障した場合、替わりの回転灯をご用意します。また、球切れの場合は、新しい電球をお渡ししますので、市役所安全安心課にご連絡ください。なお**回転灯は青パト登録を抹消した際にはご返却いただきます**ので、ご承知おきください。

メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.



<令和元年 12月 改訂版>

岡崎市市民生活部安全安心課

電 話 (0564) 23-6525

F A X (0564) 23-6570

